更相第１１５号
令和２年６月１日

様

岐阜県身体障害者更生相談所長

身体障害者手帳の再認定（再判定）時期の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、岐阜県では以下の臨時的対応をすることとしましたのでお知らせします。なお、ご不明な点は、当所またはお住まいの市町村担当課へお尋ねください。

（１）対象者
・『令和２年３月１日から令和３年２月末日』までの間に身体障害者手帳の再判定時期を迎える方

（２）臨時的対応の内容
・再判定時期を１年間延長します。
あなたの延長後の再判定時期（　　）

（３）留意事項
・手帳本体（再判定時期）の記載の修正は行いません。
・再判定時期前であっても「障害の追加」「障害程度の変更」等で再判定を希望される場合は、通常通り判定を行い身体障害者手帳を交付します。
・身体障害者手帳の破損・紛失等で再発行を希望される場合も、通常通り身体障害者手帳を再交付します。

【お問い合わせ先】
●岐阜県身体障害者更生相談所
電話：０５８－２３１－９７１５
●お住まいの市町村の身体障害者手帳担当課